

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月1日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大島 英雄	高松市川島本町585番地2	令和6年8月31日